

福岡県無料クーポン券使用による女性特有がん検診事業における広域化について

1 広域化

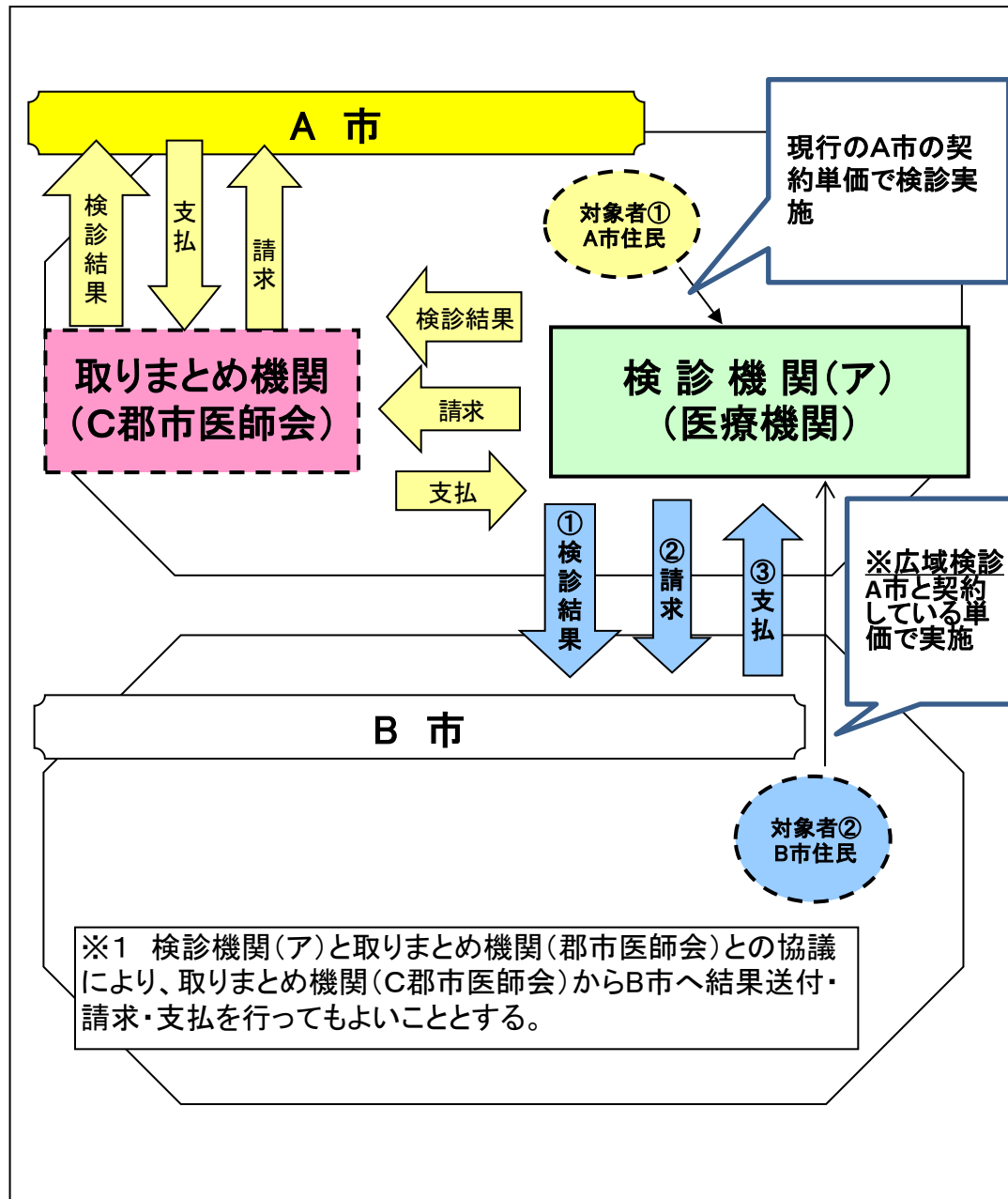
- (1) 契約は市町村と県医師会との集合契約とする。
- (2) 請求・支払の流れについては現行の市町村がん検診をベースとし、①及び②を併せた体制とする。
 - ① 個別検診において市町村と郡市医師会が契約している場合(図①)
 - ② 上記①以外の場合(図②)
- (3) 広域化において受診できる検診機関
 - ① 現在市町村が契約している検診機関のうち、本広域化の体制に賛同する検診機関
 - ② 現在個別検診を実施していない市町村に所在し、本広域化の体制に新規賛同する検診機関

2 料金

- ・既に市町村と個別検診の契約がある検診機関の場合は、契約市町村以外の市町村の対象者に対しても、現行の契約単価で検診を実施する。
 - ※複数の市町村と契約がある検診機関の場合は、それぞれの現行契約単価で検診を実施し、現行契約以外の市町村の対象者に対しては、検診機関所在地の現行契約単価により実施する。
- ・現在、どの市町村とも個別検診の契約がなく、本広域化により新たに個別検診の実施を契約する検診機関については、子宮頸がん検診8,910円、乳がん検診8,800円(税込単価)で、本広域化に賛同する市町村の対象者に対し検診を実施する。

広域化イメージ

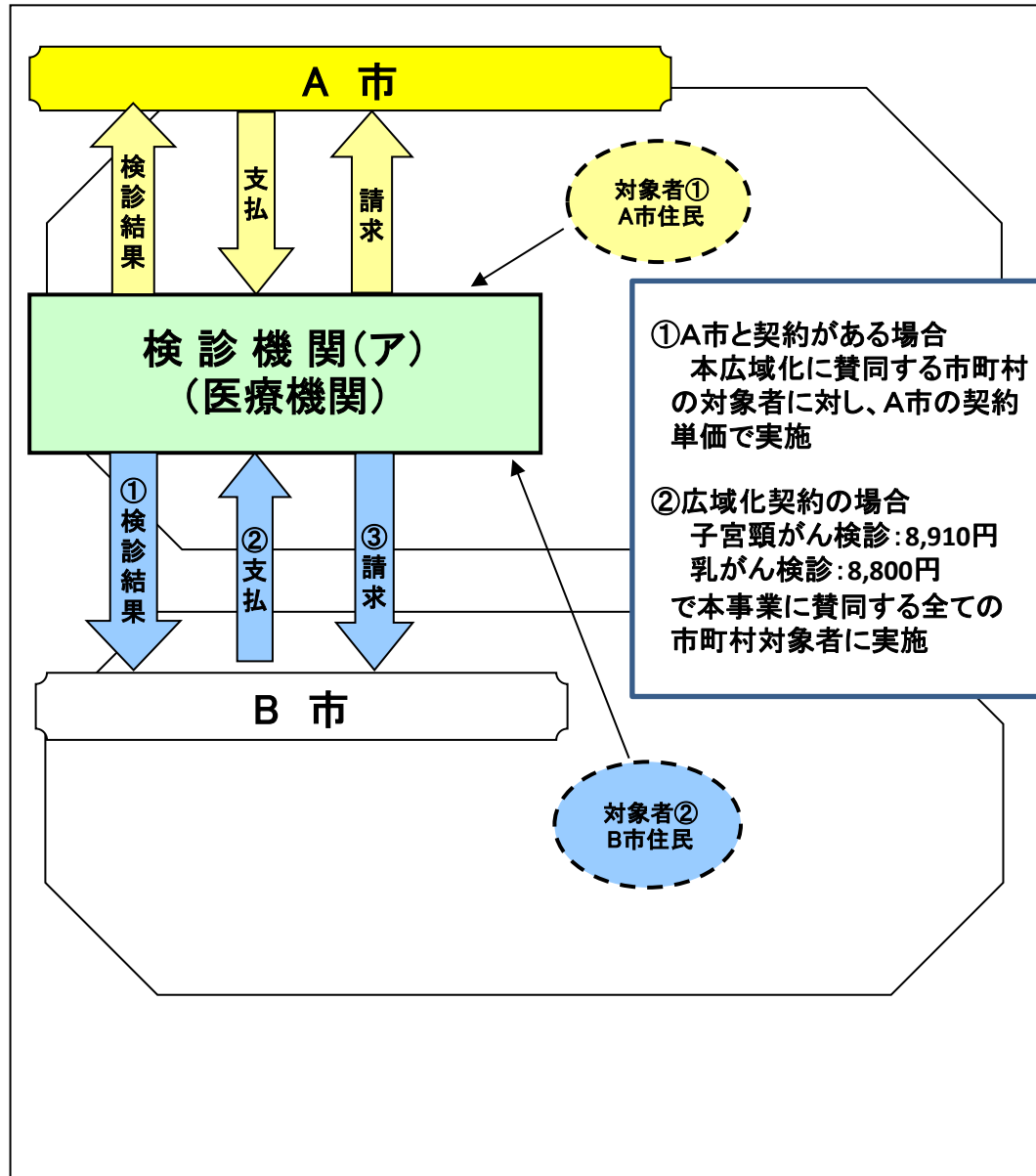
検診実施・請求・支払等の流れ



- A市とC郡市医師会が個別検診の契約を締結している場合で、C郡市医師会所属の検診機関(ア)が広域検診の実施について、県医師会に委任書を提出している場合
 - ① 検診料金
 - * 本広域化に賛同する市町村の対象者に対し、A市との契約単価で実施
 - * 現行の契約内容については変更しない
 - ② 検診結果の送付
 - * A市住民分は、C郡市医師会へ送付
 - * B市住民分は、B市へ直接送付(受診者への結果通知は検診機関(ア)から行う。)(※1)
 - ③ 検診費用の請求
 - * A市住民分は、C郡市医師会へ請求
 - * B市住民分は、B市へ直接請求(※1)
 - ④ 検診費用の支払
 - * A市住民分は、C郡市医師会を経由して支払い
 - * B市住民分は、B市から直接支払い(※1)
- ※2 市町村契約において、C郡市医師会が結果の送付・請求・支払を取りまとめていない場合は、A市住民分についても、A市と直接やり取り

広域化イメージ

検診実施・請求・支払等の流れ



① 検診料金

○ A市と検診機関が直接契約を締結している場合で、検診機関(ア)が広域検診の実施について、県医師会に委任書を提出している場合

* 本広域化に賛同する市町村対象者に対し、A市との契約単価で実施

* 現行の契約内容については変更しない

○ 現在個別検診を行っていない市町村に所在し、本事業により新規に、県医師会に委任書を提出している場合

* 本広域化に賛同する市町村の対象者に対し、子宮頸がん検診8,910円、乳がん検診8,800円で実施

② 検診結果の送付

* A市及びB市のそれぞれの市町村へ直接送付

③ 検診費用の請求

* A市及びB市のそれぞれの市町村へ直接請求

④ 検診費用の支払

* A市及びB市のそれぞれの市町村から直接支払い